

堺市公報 第42号	平成30年10月19日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】…………… 2
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
【建設局土木部路政課】…………… 2
- 地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について
【建設局自転車まちづくり部自転車企画推進課】…………… 7
- 地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について
【建設局自転車まちづくり部自転車企画推進課】…………… 7

<公告>

- 堺市立西文化会館の休館日について
【文化観光局文化部文化課】…………… 8
- 堺市環境影響評価条例に基づく配慮計画書等の提出について
【環境局環境保全部環境共生課】…………… 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
【産業振興局商工労働部商業流通課】…………… 10
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 11
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 12
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 12

告 示

堺市告示第353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年10月19日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
あゆみ薬局	堺市堺区宿屋町東1-2-23	薬局	平成30年10月1日
ウェーブ光明池薬局	堺市南区鴨谷台2-1-3 光明池アクトビル1階	薬局	平成30年10月1日
阪神調剤薬局 堺店	堺市中区東山479-4 牛 根ビル101	薬局	平成30年10月1日
浜寺ファーマライズ薬局	堺市西区浜寺公園町1-12- 10 NBCビル1階	薬局	平成30年10月1日
マルイチ薬局 北野田店	堺市東区北野田13-27	薬局	平成30年10月1日

堺市告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年10月19日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 市道

- 2 路 線 名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
錦出島線	堺区錦之町西3丁1番1地先	旧	3.05	9.56	(1008) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区錦之町西3丁1番1地先	新	3.53	9.56	
石津21号線	堺区石津町1丁603番2地先	旧	1.94 2.30	15.42	(1045) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区石津町1丁603番4地先	新	2.97 3.15	15.42	
榎元町5号線	堺区榎元町4丁293番4地先	旧	3.80 4.11	25.57	(1047) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区榎元町4丁293番1地先	新	3.90 4.11	25.57	
永代4号線	堺区永代町1丁9番34地先	旧	3.35 3.53	29.56	(1064) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区永代町1丁9番34地先	新	4.03 4.12	29.56	
柏木5号線	堺区柏木町3丁72番6地先	旧	5.41	2.48	(1088) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区柏木町3丁72番6地先	新	5.41	2.48	
神明町西2号線	堺区神明町西2丁1番3地先	旧	3.35	22.09	(1016) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区神明町西2丁1番5地先	新	4.35	22.09	
大道東3号筋-1	堺区九間町東2丁33番4地先	旧	3.49	21.96	(1020) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区九間町東2丁33番2地先	新	3.74	21.96	
錦之町西2号線	堺区錦之町西3丁1番1地先	旧	3.00	9.62	(1004) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区錦之町西3丁1番1地先	新	3.50	9.62	
賑2号線	堺区永代町1丁9番34地先	旧	2.24 2.71	17.96	(1011) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区永代町1丁9番34地先	新	3.47 3.65	17.96	
石原菩提線	東区石原町4丁107番3地先	旧	2.72 4.00	12.93	(2017) 開発に伴う寄付 関係分
	東区石原町4丁107番3地先	新	3.36 4.40	12.93	
石原23号線	東区石原町4丁107番3地先	旧	2.78 4.65	24.69	(1182) 開発に伴う寄付 関係分
	東区石原町4丁107番5地先	新	3.95 5.26	24.69	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
北野田63号線	東区北野田324番12地先	旧	1.62 1.70	6.28	(キ231) 開発に伴う寄付 関係分
	東区北野田324番12地先	新	2.81 2.85	6.28	
西野9号線	東区西野128番109地先	旧	3.97 3.99	12.72	(ニ040) 開発に伴う寄付 関係分
	東区西野128番108地先	新	4.00 4.00	12.72	
西野30号線	東区西野183番2地先	旧	3.42 3.46	25.80	(ニ062) 開発に伴う寄付 関係分
	東区西野183番2地先	新	3.71 3.73	25.80	
津久野2号線	西区津久野町3丁2161番2地先	旧	1.95 2.11	15.61	(ノ006) 開発に伴う寄付 関係分
	西区津久野町3丁2161番2地先	新	2.98 3.06	15.61	
浜寺石津西34号線	西区浜寺石津町西4丁112番11地先	旧	3.64	10.52	(ハ113) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町西4丁112番11地先	新	3.82	10.52	
北花田12号線	北区北花田町2丁112番2地先	旧	2.15 2.42	3.68	(キ086) 開発に伴う寄付 関係分
	北区北花田町2丁112番2地先	新	2.91 3.14	3.68	
北花田13号線	北区北花田町2丁112番2地先	旧	3.90 3.95	5.39	(キ087) 開発に伴う寄付 関係分
	北区北花田町2丁112番2地先	新	3.95 3.95	5.39	
北花田13号線	北区北花田町2丁112番2地先	旧	4.11	2.00	(キ087) 開発に伴う寄付 関係分
	北区北花田町2丁112番2地先	新	4.11	2.00	
中長尾4号線	北区中長尾町1丁28番2地先	旧	3.63 3.64	8.18	(ナ110) 開発に伴う寄付 関係分
	北区中長尾町1丁28番2地先	新	4.82 4.82	8.18	
平尾13号線	美原区平尾2707番1地先	旧	1.69 2.62	21.17	(ト679) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区平尾2707番1地先	新	2.84 3.65	21.17	
東八田2号線	中区東八田27番1地先	旧	3.02	17.58	(ト038) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区東八田27番1地先	新	4.86	17.58	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
福田5号線	中区福田629番14地先	旧	2.72 2.88	37.13	(7021) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区福田629番19地先	新	4.00 4.00	37.13	
福田6号線	中区福田629番14地先	旧	6.41 6.41	5.20	(7022) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区福田629番14地先	新	6.90 7.65	5.20	
上野芝向ヶ丘27号線	西区上野芝向ヶ丘町5丁717番8地先	旧	3.91 4.10	26.29	(7081) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区上野芝向ヶ丘町5丁717番5地先	新	5.31 5.40	26.29	
上野芝向ヶ丘87号線	西区上野芝向ヶ丘5丁717番18地先	旧	5.37	9.73	(7199) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区上野芝向ヶ丘5丁717番18地先	新	6.70	9.73	
百舌鳥赤畑4号線	北区百舌鳥赤畑町4丁311番6地先	旧	6.52 6.60	15.32	(7030) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区百舌鳥赤畑町4丁311番6地先	新	7.25 7.30	15.32	
百舌鳥赤畑30号線	北区百舌鳥赤畑町4丁311番1地先	旧	3.80 4.99	37.12	(7056) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区百舌鳥赤畑町4丁311番6地先	新	4.90 6.08	37.12	
百舌鳥梅北2号線	北区百舌鳥梅北町2丁57番1地先	旧	6.51 6.52	43.65	(7111) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区百舌鳥梅北町2丁57番1地先	新	7.26 7.26	43.65	
百舌鳥梅北14号線	北区百舌鳥梅北町2丁57番1地先	旧	5.92	35.53	(7123) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区百舌鳥梅北町2丁57番1地先	新	8.01	35.53	
百舌鳥梅北15号線	北区百舌鳥梅北町2丁57番1地先	旧	3.81 4.88	35.62	(7124) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区百舌鳥梅北町2丁57番1地先	新	4.91 5.97	35.62	



堺市告示第355号

堺東駅前サイクルポート、堺市駅前サイクルポート、百舌鳥駅前サイクルポート、中百舌鳥駅前サイクルポート、堺東駅南口サイクルポート、堺伝統産業会館前サイクルポート及びさかい利晶の杜内サイクルポートにおける堺市コミュニティサイクル利用料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年10月19日

堺市長 竹山修身

1 委託する歳入の種類

地方自治法施行令第158条第1項第3号に規定する賃貸料（堺市コミュニティサイクル利用実施要綱（平成22年制定）第8条に規定する利用料）

2 委託する期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43

氏名 ミディ総合管理株式会社

代表取締役社長 藤木 剛一

4 受託者の収納する場所

堺東駅前サイクルポート（堺市堺区熊野町東五丁）

堺市駅前サイクルポート（堺市堺区東雲西町一丁）

百舌鳥駅前サイクルポート（堺市堺区百舌鳥夕雲町二丁）

中百舌鳥駅前サイクルポート（堺市北区中百舌鳥町二丁）

堺東駅南口サイクルポート（堺市堺区中瓦町二丁）

堺伝統産業会館前サイクルポート（堺市堺区材木町西一丁）

さかい利晶の杜内サイクルポート（堺市堺区宿院町西二丁）

堺市告示第356号

堺駅前サイクルポートにおける堺市コミュニティサイクル利用料の徴収事務を委託した

ので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年10月19日

堺市長 竹山修身

1 委託する歳入の種類

地方自治法施行令第158条第1項第3号に規定する賃貸料（堺市コミュニティサイクル利用実施要綱（平成22年制定）第8条に規定する利用料）

2 委託する期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 東京都中央区日本橋本石町4-6-7

氏名 公益財団法人自転車駐車場整備センター

理事長 小澤 敬市

4 受託者の収納する場所

堺駅前サイクルポート（堺市堺区戎島町三丁）

公 告

堺市公告第651号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立西文化会館の休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月19日

堺市長 竹山修身

堺市立西文化会館の休館日（平成31年10月1日以後）

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当た

- るときは、その日の直後の休日でない日)
- (2) 12月29日から翌年1月4日までの日

堺市公告第652号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）第8条第2項及び第48条の規定に基づき、都市計画決定権者から配慮計画書等の提出があったので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月19日

堺市長 竹山修身

- 1 都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地
堺市
堺市堺区南瓦町3番1号
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び都市計画対象事業を予定している区域
 - (1) 名称
南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）
 - (2) 種類
堺市環境影響評価条例別表第2号に掲げる普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業
 - (3) 都市計画対象事業を予定している区域
堺市堺区内（浅香山駅～堺東駅付近の約3.0km区間）
- 3 配慮計画書等の写しの縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
 - ア 堺市環境局環境保全部環境共生課
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
 - イ 堺市建設局道路部連続立体推進課
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館17階
 - (2) 期間
平成30年10月19日（金）から平成30年12月3日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間
午前9時から午後5時30分まで

4 堺市環境影響評価条例第10条の2第1項の規定により、当該配慮計画書等について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり堺市長に対し意見書を提出することができる。

(1) 意見書の提出期限及び提出先

ア 提出期限

平成30年12月3日（月）午後5時30分（必着）

イ 提出先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境共生課

(2) その他意見書の提出に関し必要な事項

ア 意見書の記載事項

(ア) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 都市計画対象事業の名称

(ウ) 配慮計画書等についての環境の保全の見地からの意見

イ 提出方法

郵送、持参又は電子メール（kankyo@city.sakai.lg.jp）

堺市公告第653号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

平成30年10月19日

堺市長 竹山修身

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール堺北花田
堺市北区東浅香山町4丁1番12号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 橋本 勝
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

- (1) 平成29年4月1日
- (2) 平成30年8月1日

5 届出年月日

平成30年10月5日



堺市公告第654号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月19日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

中区土師町二丁951番1の一部、951番2、951番3及び952番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区土師町2丁1番47-1号
松上 浩

~~~~~

堺市公告第655号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月19日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域  
中区土師町三丁1723番2、1723番3、1723番5から1723番7まで、1724番1、1724番9、1724番10及び1786番28、地先里道並びに地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市北区金岡町3034番地1  
株式会社アスキカク  
代表取締役 藤原 茂

~~~~~

堺市公告第656号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月19日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域
堺区高須町一丁1番、9番、10番、17番1、22番及び23番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
コーナン商事株式会社

代表取締役 疋田 直太郎